

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

生鮮食品の機能性表示食品制度の 改善について

平成30年4月3日
消費者庁

要望事項に対する回答

<要望①> 栄養機能食品表示との併記について

・生鮮品の持つ豊富なビタミン、ミネラル等の栄養機能食品制度の範囲となる栄養素と併記できないことは、デメリットとなり機能性表示商品が増えない一つの要因にもなっている。よって、栄養機能食品表示との併記を認められたい。

回答

機能性表示食品は、届出者の責任において表示する制度であり、栄養機能食品は国が上・下限値及び栄養成分の機能を定めた表示制度であるため、制度として異なる。

機能性表示食品と栄養機能食品を併記した場合、機能性表示について国が規格した表示等であるとの誤認による混乱が生じる恐れがあることから、栄養機能食品と機能性表示食品の両方を併記することは認められない。

ただし、生鮮食品の一般的な特徴(特定成分の含有の有無や当該含有成分の一般的な機能性など)については、ポップや広告等に表示することができる。

<参考：(後掲)機能性表示食品に関する質疑応答集(Q&A)(平成30年3月28日一部改正) 問91>

要望事項に対する回答

<要望②> エビデンスと機能性表記に関して

- ・農研機構の公開型研究レビューの活用を拡大し、エビデンスが明確な成分とその機能性に関しては、栄養機能食品の制度に類似した規格基準型に近い運用とされたい。

回答

1. 国が生鮮食品について規格基準を設定することは、機能性の表示について、国があらかじめ定めることとなり、制度運用上、食品関連事業者の自由度が十分に発揮されなくなると考える。

消費者庁ウェブサイトの機能性表示食品制度届出データベースにおいて、これまでに届出されている食品の安全性及び機能性に関する科学的根拠が公表されているので、どのような食品関連事業者でもこれらの科学的根拠を活用して届出を行うことは可能。

※平成29年度「規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策」において回答済み

2. また、届出手続きの運用改善として、平成30年3月の「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の改正により、届出済みの機能性表示食品に軽微な修正を施したのみの場合は、消費者庁における確認作業を効率的に行い、迅速な対応を担保。

要望事項に対する回答

<要望③> 包装、表示に関して

- ・生鮮食品の個包装パッケージは、鮮度維持、選別、サイズ不揃い揃えなどを生産者ではなく流通段階、販売段階で運用しなければならない商品も多く、さらに環境保護の観点からも簡易包装が求められることから、生鮮食品の流通の実態に合わせた簡易な表示を認められたい。
- ・具体的には、ラベル添付で表示可能な機能性表示食品であることの明示を中心として、表示義務文字数の低減、マーク等による簡易表示を商品に対して行い、補完的にPOP表示などで注意喚起等の表示が可能となるよう認められたい。

回答

機能性表示食品として、機能性をうたう以上は、食品表示基準において定められている義務表示事項について適切に表示を行うことが前提である。

また、実際に使用が見込まれる包装表示が複数パターンある場合、あらかじめそれらを表示見本として届出することにより使用することが可能。

なお、容器包装の形状等により当該包装に直接表示することが困難な場合は、消費者に誤認を与えない程度に、当該容器包装に結び付けられたプレート等に義務表示事項を表示することも可能。

参考：機能性表示食品に関する質疑応答集(Q&A)

(消費者庁食品表示企画課長通知 平成30年3月28日一部改正)

問84 生鮮食品において、義務表示事項を記載した札やプレート等を容器包装に結び付けて表示することは可能か。

可能である。

生鮮食品の表示については、一部の事項を除き容器包装（容器包装が小売りのために包装されている場合は、当該包装。以下同じ。）の見やすい箇所に表示することとされているが、容器包装の形状等により当該包装に直接表示することが困難な場合は、以下の箇所への表示をもって、容器包装への表示に代えることができることとする。

- ① 透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあつては、当該容器包装に内封されている表示書
- ② 容器包装に結び付ける等、当該容器包装と一体となっている場合にあつては、当該容器包装に結び付けられた札、票せん、プレート等

問91 生鮮食品について、機能性表示食品の届出を行わずにポップや広告等に機能性を表示することは可能か。

生鮮食品の一般的な特徴（特定成分の含有の有無や当該含有成分の一般的な機能性など）については、ポップや広告等に表示することができる。

ただし、当該ポップや広告等が、特定の食品を指さないこと、優良誤認、虚偽・誇大広告に関する景品表示法及び健康増進法等の規定に抵触しないよう留意する必要がある。

なお、生鮮食品が栄養機能食品である場合は、当該栄養成分を含むものとして、栄養機能食品として栄養成分の機能を表示することができる。